第１次試験試験地	試験地
東京都　横浜市　さいたま市　千葉市　静岡市　新潟市	東京都
大阪市　京都市　神戸市	大阪市
名古屋市　金沢市	名古屋市
広島市　山口市　岡山市　松江市	広島市
福岡市　熊本市　鹿児島市　那覇市	福岡市
仙台市　福島市　盛岡市	仙台市
札幌市　釧路市	札幌市
高松市　松山市	高松市

オ　第２次試験合格者発表　平成26年７月16日（水）に、第１次試験を受験した地にある地方裁判所に試験地及び受験番号を掲示して発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

⑶　第３次試験　人物試験とする。

ア　対象者　第２次試験の合格者

イ　方法　人柄、資質、能力等について、集団討論及び個別面接による試験を行う。

ウ　試験期日　平成26年７月23日（水）から同月29日（火）までの間で、第２次試験合格者に送付する受験票により指定する日

エ　試験地　東京都

⑷　最終合格者発表　平成26年８月８日(金)に、第１次試験を受験した地にある地方裁判所に試験地及び受験番号を掲示して発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

２　総合職院卒試験及び総合職大卒試験の人間科学区分

⑴　第１次試験　基礎能力試験及び専門試験とする。

ア　対象者　受験申込者全員

イ　方法

㋐　基礎能力試験　知能及び一般的知識について、多肢選択式による筆記試験を行う。

㋑　専門試験　専門的知識等について、記述式により、次の表の「出題分野」に掲げる出題分野のうち、受験者が選択する１つの出題分野に応じ、「科目」に定める科目のうち、受験者が選択する科目の筆記試験を行う。

出題分野	科　　目
心理学等	心理学又は心理学及び法律学
社会学等	社会学又は社会学及び法律学
社会福祉学等	社会福祉学又は社会福祉学及び法律学
教育学等	教育学又は教育学及び法律学

ただし、法律学とは、憲法、民法及び刑法とする。

ウ　試験期日　平成26年６月１日（日）

エ　試験地　東京都、大阪市、名古屋市、広島市、福岡市、那覇市、仙台市、札幌市及び高松市

オ　第１次試験合格者発表　平成26年６月17日（火）に、第１次試験を受験した地にある家庭裁判所に試験地及び受験番号を掲示して発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

⑵　第２次試験　専門試験、政策論文試験及び人物試験とする。

ア　対象者　第１次試験の合格者

イ　方法

㋐　専門試験　専門的知識等について、記述式により、次に掲げる科目のうち、受験者が選択する２科目の筆記試験を行う。ただし、ｇ及びｈは同時に選択できないこととする。

ａ　臨床心理学
ｂ　発達心理学
ｃ　社会心理学
ｄ　家族社会学
ｅ　社会病理学
ｆ　社会福祉援助技術
ｇ　児童福祉論
ｈ　老人福祉論
ｉ　教育方法学
ｊ　教育心理学
ｋ　教育社会学
ｌ　民法
ｍ　刑法

㋑　政策論文試験　組織運営上の課題を理解し、解決策を企画立案する能力等について、記述式による筆記試験を行う。

㋒　人物試験　人柄、資質、能力等について、集団討論及び個別面接による試験を行う。

ウ　試験期日

㋐　専門試験　平成26年６月21日（土）

㋑　人物試験　平成26年６月23日（月）から同月26日（木）までの間で、第１次試験の合格者に送付する人物試験受験票により指定する日

エ　試験地

㋐　専門試験及び政策論文試験　第１次試験の試験地に同じ。

なお、受験者は、第１次試験を受験した試験地と同一の試験地で受験する。

㋑　人物試験　次の表の「第１次試験試験地」に掲げる地で第１次試験を受験した者の試験地は、「第１次試験試験地」の区分ごとに同表の「試験地」に定める地とする。

第１次試験試験地	試験地
東京都　仙台市　札幌市	東京都
大阪市　名古屋市　高松市	大阪市
広島市　福岡市　那覇市	福岡市

オ　最終合格者発表　平成26年７月７日（月）に、第１次試験を受験した地にある家庭裁判所に試験地及び受験番号を掲示して発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

第７　採用候補者名簿の作成方法及び採用方法

採用候補者名簿は、最終合格者を高点順に記載する。採用は、採用候補者名簿の中から行う。

第８　受験申込手続

１　裁判所職員採用試験オンライン申込システムを利用する方法による申込みの場合

⑴　受験の申込み　受験希望者は、裁判所職員採用試験オンライン申込システムの申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと。（申込専用アドレス［http://www-shiken.courts.go.jp/］）

⑵　申込受付期間　平成26年４月２日（水）午前10時00分から同月14日（月）まで

なお、申込みは、平成26年４月14日(月)までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

２　申込書を郵送する方法による申込みの場合

⑴　受験申込書の交付　受験申込書は、高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所で交付する。なお、郵便により受験申込書を請求する場合には、封筒の表に「総合職試験受験案内請求」と朱書し、あて先及び郵便番号を明記して140円切手を貼付した返信用封筒（角形２号）を同封する。

⑵　受験申込先

ア　総合職院卒試験及び総合職大卒試験の法律・経済区分　第１次試験の受験を希望する試験地にある地方裁判所

イ　総合職院卒試験及び総合職大卒試験の人間科学区分　第１次試験の受験を希望する試験地にある家庭裁判所

⑶　受験申込方法　受験希望者は、受験申込書に所要事項を記入し、受験申込先に簡易書留郵便で提出する。

なお、封筒の表に「総合職試験（院卒者試験、法律・経済区分）受験」、「総合職試験（院卒者試験、人間科学区分）受験」、「総合職試験（大卒程度試験、法律・経済区分）受験」又は「総合職試験（大卒程度試験、人間科学区分）受験」と朱書する。

⑷　申込受付期間　平成26年４月２日（水）から同月４日（金）まで

なお、平成26年４月４日（金）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

３　受験票の交付

受験の申込みを受理した場合は受験票を交付する。受験票には、本人の写真１枚を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。写真を忘れた場合や写真の写りが不鮮明で受験用として適当でない場合には、受験を認めない。